

松山市告示第72号

令和3年3月12日

松山市長 野志 克仁



手数料の徴収・収納の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号）第53条の規定に基づき、下記の施設に係る手数料の徴収・収納について、委託契約の中で、受託者に徴収・収納委託を行ったので、松山市財務会計規則第55条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

記

施設名称及び所在地	徴収・収納委託する収入金	受託者の名称等	委託の期間
松山市西クリーンセンター 松山市大可賀3丁目5番地6	塵芥処理手数料	松山市大可賀3丁目5番地6 松山環境テクノロジー株式会社 取締役社長 上川泰治	平成25年4月1日から 令和15年3月31日まで